

中間納付の 早わかりガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

中間納付の早わかりガイド

中間納付の対象判定と基本ルール

法人税の中間納付は、事業年度の途中で税金を前払いする制度です。まずは自社に納税義務があるかを確認し、期限内に処理を行う必要があります。

中間納付の目的

- 確定申告時の多額な納税負担を軽減する。
- 国の財政収入を均等にし、確実に財源を確保する。

納税義務の判定（対象となる会社）

前事業年度の確定法人税額を基準に判定します。

判定項目	内容・基準
申告・納付が必要	前事業年度の法人税額が20万円を超える場合
申告・納付が不要	前事業年度の法人税額が20万円以下の場合
申告・納付が不要	今事業年度に新しく設立（創業）した会社

中間納付の早わかりガイド

中間納付の対象判定と基本ルール

納付期限

事業年度開始から6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内。

2つの算出方式と「みなし申告」

中間納付額の算出には2つの方式があり、法人が有利な方を選択して処理できます。

1. 予定申告（前期実績に基づく方法）

前年度の税額を基準とする、最も簡単な申告方式です。

・計算式：前事業年度の確定法人税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6ヶ月

・利点：申告書に税額を記入するだけで済み、事務負担が少ない。

2. 仮決算に基づく申告

上半期を一つの事業年度とみなして計算する方式です。

・利点：前期より業績が悪化し、税負担を抑えたい場合に有効。

・制限：予定申告額より計算額が高くなる場合は選択不可。

中間納付の早わかりガイド

2つの算出方式と「みなし申告」

みなし申告の注意点

期限内に中間申告書を提出しなかった場合、自動的に「予定申告（前期基準）」が行われたとみなされます。この場合、後から内容を修正することはできません。

確定申告時の精算と注意点

中間納付で支払った法人税は、年度末の確定申告で必ず精算処理を行う必要があります。

確定申告での精算プロセス

- 1.年間の所得から算出された「確定法人税額」を確認する。
- 2.すでに支払った「中間納付額」を差し引く。
- 3.差額に基づき、以下のいずれかの処理を行う。

不足がある場合：残りの税額を確定申告時に納付。

過払いの場合：中間納付額の方が多ければ、超過分が還付される。

中間納付の早わかりガイド

確定申告時の精算と注意点

実務上の重要ポイント

- ・**精算の必須性**：中間納付はあくまで「前払い」です。確定申告の際、中間納付分を忘れずに差し引いて計算しなければなりません。
- ・**源泉所得税の控除及び還付**：源泉所得税の控除及び還付は、中間申告時ではなく「確定申告時」にのみ行われます。
- ・**仕訳上の考慮**：記事内に具体的な勘定科目の指定はありませんが、前払いした法人税額を管理し、確定申告で精算することが一連の処理となります。